

松前町の

子育て

松前町では、次代を担う子どもの成長を支えるため、さまざまな子育て支援を行っています。

1

子どもが生まれたら 松前っ子誕生祝金

4月スタート

平成27年4月1日から、松前町に生まれた子どもの誕生を祝福し、保護者の子育てを応援するため、「松前っ子誕生祝金」を支給します。

対象児童

平成27年4月1日以降に生まれた子ども

支給条件

保護者の住所が、子どもが生まれた日以前から6カ月以上、松前町にあること。

※子どもが生まれた日に6カ月に達していない場合は、引き続き住所を有し、6カ月に達した時点で申請できます。

支給方法

- 「松前っ子誕生祝金」は、松前商工会が発行する「さくら商品券」で支給します。
- 生まれた子どもを、第1子・第2子・第3子以降に区分し、生まれた時と満1歳の誕生日の2回に分けて支給します。

区分	第1回目 (生まれた時)	第2回目 (満1歳の誕生日)	総額
第1子	10万円	10万円	20万円
第2子	20万円	10万円	30万円
第3子以降	30万円	20万円	50万円



2

医療費は、高校生まで無料！ 子ども医療費助成

4月から拡大

18歳までの高校生には、町が医療費の自己負担額を助成します。

対象

- 松前町に住所のある0歳から15歳まで
- 18歳までの高校生
(扶養されている町外の高校生を含む)

支給方法

●渡島管内の医療機関

「健康保険証」と「受給者証」を提示すると、医療機関の窓口での支払いはありません。

●渡島管外の医療機関で受診した場合

医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、領収書を添付して町に請求してください。後日、保険診療の自己負担分を支給します。

受給者証は、3月中に対象となる世帯に交付していますが、お持ちでない方は、役場福祉課へ連絡ください。

3 乳幼児健診・予防接種など 子どもの健康を支えます

①乳児健診 年4回開催

問診、身体測定、医師診察、保健・栄養指導、ブックスタート事業（絵本のプレゼント）

健診などの日程は、毎月、町広報「まちのカレンダー」でお知らせするほか、別冊「保健だより」にも掲載しています。

②股関節脱臼検査 毎月実施

レントゲン撮影、医師診察

対象 3ヵ月～おおむね1歳児

場所 健康センター

③1歳6ヵ月児・3歳児・5歳児健診 年4回開催

問診、身体測定、医師診察、保健・栄養指導

このほか、1歳6ヵ月児健診は、歯科診察

3歳児健診は、尿検査と歯科診察

対象 3ヵ月～5ヵ月児

場所 町立松前病院

④予防接種 毎週火・水曜日

定期接種のワクチンを無料で受けることができます。詳しくは「保健だより」をご覧ください。

対象 各年齢の対象児童（個別通知します）

場所 町民総合センター

⑤幼児歯科フッ素塗布 年2回開催

歯科診察、フッ素塗布（必要に応じてフッ化銀）、歯科指導

場所 町立松前病院（予約制）

☎42-2275

※季節性インフルエンザは一部のみ助成

対象 1歳6ヵ月～3歳6ヵ月児

（個別通知します）

場所 町民総合センター

4 育児の相談・仲間づくりの場

①定期健康相談 毎週木曜日

保健師による育児、発達（計測可）相談。

毎月第1木曜日は栄養士による離乳食、幼児食などの相談も実施。

場所 健康センター

時間 10：00～14：00

②すくすく教室（育児教室） 月2回開催

親子ふれあい体操、小物・おやつ作り、季節の行事、読み聞かせ、保健師・栄養士による育児相談、身体測定（希望者）、離乳食教室（年4回・対象者には個別通知します）

※申し込み・参加費は不要です。気軽にご参加ください。

対象 3ヵ月～1歳6ヵ月児

場所 健康センター 2階

時間 10：00～11：30

日程

- ・毎月、広報「まちのカレンダー」に掲載
- ・今月号の別冊「保健だより」に掲載

③子育て支援センター

親子が自由に集まって交流できる場を提供します。保育士が子育ての相談に応じたり、子育て講座も開催します。同年代の子どもと遊ぶ場所が欲しいなど、親子の集いや交流の場として気軽にご利用ください。

※利用には、事前に登録申請が必要です。

対象 就学前までの親子

開設日時 4月6日から（月曜日～金曜日）

10：00～11：30

開設場所

- ・清部保育所
- ・松前認定こども園

利用料金 無料ですが、製作などの教材費については、別途個人負担となります。

5

保育所・幼稚園

4月から変更

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供します。

施設名	所在地・電話	児童定員	認定区分	保育時間				
				通常		時間外		
清部保育所	清部461-3 ☎45-2458	60人	2号 3号	平日	8:00~16:00	早朝	平日・土曜	7:30~ ~18:00
				土曜	8:00~12:00	延長	平日のみ	~18:00
松前認定こども園 (保育園)	博多226-16 ☎42-3944	60人	2号 3号	平日	8:00~16:00	早朝	平日・土曜	7:30~ ~18:00
				土曜	8:00~12:00	延長	平日・土曜	~18:00
松前認定こども園 (幼稚園)	博多226-16 ☎42-3955	35人	1号	平日	9:00~13:00	預かり保育	平日	~18:00
							土曜	9:00~18:00

「松前認定こども園」は幼保連携型認定こども園です。

対象児童と保育料(月額)

※平成27年度から毎年9月が保育料の切り替え時期になります。

■幼稚園(1号認定)：満3歳以上で、教育を希望する子ども

階層区分			保育料
第1階層 生活保護世帯			0円
第2階層 町民税非課税世帯(町民税所得割非課税世帯含む)			3,000円
第3階層 所得割課税額 77,100円以下			9,400円
第4階層 所得割課税額 211,200円以下			13,300円
第5階層 所得割課税額 211,201円以上			18,000円

※年少から小学校3年までの間に通園・通学している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

■保育所・保育園(2号・3号認定)：保育の必要な事由に該当し、保育を希望する子ども

階層区分		3歳未満		3歳以上	
		標準時間 (11時間)	短時間 (8時間)	標準時間 (11時間)	短時間 (8時間)
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	町民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	17,000円	16,800円	14,000円	13,800円
第4階層	所得割課税額 97,000円未満	29,000円	28,600円	24,000円	23,600円
第5階層	所得割課税額 169,000円未満	39,000円	38,500円	31,000円	30,500円
第6階層	所得割課税額 301,000円未満	51,000円	50,500円	34,000円	33,500円
第7階層	所得割課税額 397,000円未満	59,000円	58,400円	37,000円	36,400円
第8階層	所得割課税額 397,000円以上	81,000円	80,300円	45,000円	44,300円

※短時間保育(保護者がパートタイム)が増えました。

※0歳から小学校就学前(年長クラス)までの間に通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

6 保育所に通っていなくても 一時保育

保育所や幼稚園に通っていない子どもの保護者が、急病や入院、冠婚葬祭、家族の看病や介護などで緊急、一時的に保育が必要な子どもを保育します。

※事前に申込書を保育施設に提出していただきますが、急用の場合はご相談ください。

対象児童	・清部保育所………1歳～就学前 ・松前認定こども園…0歳～就学前
開設日	4月6日から（月12日間を限度とする）
保育時間	8：00～16：00
利用料金	1日 1,800円
送り迎え	保護者の送迎が必要です

7 小学校入学後の放課後保育 学童保育

小学校に就学している児童の保護者が、仕事などで昼間家庭にいない場合、放課後や学校休業日などに、学童保育所でお子さんをお預かりします。

※お申し込みが必要です。

保育時間	・学校の授業日 …放課後～18：00 ・土曜日（第2・4）及び 学校休業日（春・夏・冬休みなど） …8：00～18：00
利用料金	・1人月額3,000円 (別途おやつ代1,000円)
送り迎え	・同一世帯から2人以上入所したときは、2人目からは、月額1,500円。 登所は、町が行います。お迎えは保護者でお願いします。

8 子どもの成長・発達が心配… 発達支援事業

①巡回児童相談

年4回

お子さんの成長・発達面での心配がある方は、どなたでも相談を受けることができます。

療育手帳を受ける場合に必要な判定を、巡回相談の場で受けることができます。

対象 年齢は問いません

場所 健康センターまたは町民総合センター

日程 開催月に町広報でお知らせします

料金 無料

※お申し込みが必要です。保健師にご相談ください。

②子ども発達支援事業 週3回（月・水・金曜日）

成長・発達面の心配がある就学前のお子さんに、社会生活（集団生活）への適応能力と基本的な自立能力の発達を促すお手伝いをします。

対象 就学前まで

場所 健康センター 2階

時間 10：00～14：00

料金 1回827円（月上限4,600円）

※申し込みが必要です。保健師にご相談ください。

見学もできます。

子育てに関する お問い合わせ先	用 件	名 称	電 話 番 号
	1、 2、 4-③、 5、 6、 7	役場 福祉課	42-2275 ④246・208
	3、 4-①、 4-②、 8	役場 健康推進課	42-2275 ④242
	4-③、 5、 6	清部保育所	45-2458
	4-③、 5、 6	松前認定こども園	42-3944